

(案)

政 委 第 号
平成 15 年 12 月 日

行政改革推進本部長

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委 員 長 村 松 岐 夫

「平成 15 年度に中期目標期間が終了する独立行政法人の見直し案
に対し意見を求めることについて」について（意見）

平成 15 年 12 月 日付け 第 号をもって意見を求められた標
記については、下記のとおり意見を申し述べる。

記

標記においては、独立行政法人教員研修センターについて、平成 16 年度
予算編成過程において具体的な結論が得られた見直し案並びに新中期目標
及び新中期計画の策定時に結論を得るべく引き続き検討を行うものの検討
の方向性が示されており、これらは、いずれも「独立行政法人教員研修セン
ターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 15
年 11 月 13 日付け政委第 21 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通
知）におおむね沿っているものとする。

文部科学省、独立行政法人教員研修センター及び文部科学省独立行政法人
評価委員会においては、新中期目標及び新中期計画の策定に向けて、教育の
構造改革の必要性を踏まえ、民間にできることは民間にゆだねる、地方にで
きることは地方にゆだねるとの観点に立って、独立行政法人として真に担う
べき事務及び事業に特化・集中すべく、更に検討が進められることを期待す
る。

なお、当委員会としては、文部科学省、独立行政法人教員研修センター及
び文部科学省独立行政法人評価委員会における今後の検討の取組を注視し、
必要な場合には、中期目標期間終了後遅滞なく独立行政法人通則法（平成 11
年法律第 103 号）に基づく勧告を行うとともに、政府の行政改革推進本部に
所要の報告を行うこととする。